

SDG s 達成に向けた宣言書

令和7年 8月 5日

所在地 千葉県旭市井戸野1959-4

名 称 東総国際行政書士法務事務所

代表者 代表 若林光之

当社は、SDG s の内容を理解し、SDG s 達成に貢献することを宣言します。

1 関係するSDG s 目標（ゴール）（※該当するゴールに○を入れてください）

①貧困 1 貧困をなくそう		②飢餓 2 飢餓をゼロに		③保健 3 すべての人に、健康と福祉を		④教育 4 質の高い教育をみんなに	☐
⑤ジェンダー 5 ジェンダー平等を促進しよう		⑥水・衛生 6 安全な水とトイレを世界中に		⑦エネルギー 7 持続可能なエネルギーをみんなに	☐	⑧成長・雇用 8 働きがいも、経済成長も	☐
⑨イノベーション 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	☐	⑩不平等 10 人や国の不平等をなくそう	☐	⑪都市 11 住み続けられるまちづくりを	☐	⑫消費・生産 12 つくる責任、つかう責任	☐
⑬気候変動 13 気候変動に具体的な対策を	☐	⑭海洋資源 14 海の豊かさを守ろう		⑮陸上資源 15 陸の豊かさも守ろう		⑯平和 16 平和と公正をすべての人に	☐
⑰実施手段 17 パートナーシップで目標を達成しよう	☐						

2 SDG s 達成に向けた経営方針等

当事務所は「多文化共生社会の実現を通じた持続可能な地域社会の発展」を経営理念とし、SDGs 達成に向けた取組を事業活動と一体的に推進します。外国人材の権利保護と日本社会での安定した生活基盤確立を支援し、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。環境配慮設備を最大限活用してデジタル化を推進し、地域企業との連携により持続可能な経済成長に貢献します。SDGs の理念を事業活動に根ざした持続可能な社会の実現に向けて積極的に行動してまいります。

